

資料 2

令和 6 年 5 月 9 日
奄 美 大 島 海 区
漁業調整委員会資料

【議題 2】

知事許可漁業に係る制限措置等について（諮問）

大島林水第2004-1号
令和6年4月22日
(林務水産課扱い)

奄美大島海区漁業調整委員会会長 様

大島支庁長

知事許可漁業に係る制限措置等について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等を定めたいので、同条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

1 敷網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	許可又は起業 の認可をすべ き船舶等の数	漁業を営む 者の資格
敷網（追込 網）漁業	大共第6号共同漁業 権漁場内	1月1日から 12月31日ま で	定めなし	定めなし	1	定めなし

許可の有効期間 許可日から令和7年8月31日まで

申請すべき期間 令和6年5月10日（金）から同月17日（金）まで

2 潜水器漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	許可又は起業 の認可をすべ き漁業者の数	漁業を営む 者の資格
潜水器漁業	大共第3,7号共同漁 業権漁場内 大共第2号共同漁業 権漁場内（住用町地先 を除く）	1月1日から 12月31日ま で	定めなし	定めなし	1	定めなし
潜水器漁業	大共第6号共同漁業 権漁場内	1月1日から 12月31日ま で	定めなし	定めなし	1	定めなし

許可の有効期間 許可日から令和7年4月30日まで

申請すべき期間 令和6年5月10日（金）から同月17日（金）まで

「知事許可漁業に係る制限措置等について（諮問）」に係る補足説明

1 許可漁業制度とは

水産資源の保護培養，漁業調整上の目的から，自由に漁業を行うことを一般的に禁止し，行政庁が出願を審査して，特定の者に禁止を解除するもの。大別すると指定漁業，特定大臣許可漁業，特定知事許可漁業，知事許可漁業があり，大島支庁では知事許可漁業のうち，もじゃこ漁業，定数漁業を除く許可漁業について事務委任されている。

○大島支庁に事務委任されている許可漁業一覧

- ・対人対船許可（船舶ごとに許可をするもの）

ごち網漁業，機船船びき網漁業，すくい網漁業，さし網漁業，固定式さし網漁業
敷網漁業（追込網漁業，ロープびきとび魚浮敷網漁業），かご漁業，あさひがにかかり網漁業

- ・対人許可（人ごとに許可をするもの）

さんご漁業，小型定置網漁業，しいらづけ漁業，**潜水器漁業**

※太字は現在許可実績があるもの。許可期間は全て3年間となっている。

2 知事許可漁業の制限措置等について

従前の知事許可漁業では，組合長の意見書，各漁協の理事会の議事録等を基に許可の可否の判断を行っていたが，令和2年12月に施行された改正後の漁業法により，知事許可漁業の新規許可又は許可の更新にあたっては，当該知事許可漁業を営む者の数やその操業実態等を勘案して制限措置を定め，制限措置の内容及び許可等を申請すべき期間を公示することとなった。また，この公示を行う際は関係海区漁業調整委員会の意見を聞くこととなっている。（鹿児島県漁業調整規則第11条第1項，第3項）

○制限措置とは

対人対船許可：漁業種類，操業時期，操業区域，使用船舶の総トン数，馬力数，漁業を営む者の資格

対人許可：漁業種類，操業時期，操業区域，漁業を営む者の資格

3 許可の基準について

新規の許可又は許可の更新にあたり制限措置を公示するが，公示した許可または起業の認可をすべき船舶又は漁業者の数を超える申請があった場合は，関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で，許可の基準（許可者の優先順位）を定め，これに従って許可等をする者を定めることとなっている（鹿児島県漁業調整規則第11条第5項，第7項）。

【参考】鹿児島県漁業調整規則（抜粋）

（知事による漁業の許可）

第4条

法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第9号から第13号までに掲げる漁業にあっては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

- (1) もじゃこ漁業 海面においてもじゃこ（体長15センチメートル以下のぶりをいう。以下同じ。）をとることを目的とする漁業（中型まき網漁業を除く。）
- (2) 稚うなぎ漁業 全長21センチメートル以下のうなぎをとることを目的とする漁業
- (3) さんご漁業 海面においてさんごをとることを目的とする漁業
- (4) 小型まき網漁業 海面において総トン数5トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業（第1号に掲げる漁業を除く。）
- (5) 機船船びき網漁業 海面において機船船びき網により行う漁業（第1号に掲げる漁業を除く。）
- (6) ごち網漁業 海面においてごち網により行う漁業
- (7) すくい網漁業 海面においてすくい網（集魚灯を使用して行うものに限る。）により行う漁業
- (8) 刺し網漁業 海面において刺し網により行う漁業（次号に掲げる漁業を除く。）
- (9) 固定式刺し網漁業 海面において固定式刺し網により行う漁業
- (10) 敷網漁業 海面において敷網により行う漁業
- (11) かご漁業 海面においてかごにより行う漁業
- (12) あさひがにかかり網漁業 海面においてあさひがにかかり網により行う漁業
- (13) 小型定置網漁業 海面において小型定置網により行う漁業
- (14) しいらづけ漁業 海面においてしいらづけにより行う漁業（総トン数5トン以上40トン未満の船舶を使用してまき網により行うもの及び第4号に掲げる漁業を除く。）
- (15) 潜水器漁業 海面において潜水器（簡易潜水器を含む。）により行う漁業（第3号に掲げる漁業を除く。）

2 前項の許可は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は前項第1号若しくは第4号から第12号までに掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに受けなければならない。

（新規の許可又は起業の認可）

第11条

知事は、許可（第7条第1項及び第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

- (1) 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数
- (3) 推進機関の馬力数
- (4) 操業区域
- (5) 漁業時期
- (6) 漁業を営む者の資格

2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。

3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

4 第1項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第9条第1項

各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

- 5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 7 第4項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第4項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

(許可の有効期間)

第15条

許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。
ただし、前条第1項（第1号を除く。）の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

- (1) 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び第4条第1項第4号から第15号までに掲げる漁業 3年
 - (2) 第4条第1項第1号から第3号までに掲げる漁業 1年
- 2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

「知事許可漁業に係る制限措置等について（諮問）」に係る補足説明

1 許可漁業制度とは

水産資源の保護培養，漁業調整上の目的から，自由に漁業を行うことを一般的に禁止し，行政庁が出願を審査して，特定の者に禁止を解除するもの。大別すると指定漁業，特定大臣許可漁業，特定知事許可漁業，知事許可漁業があり，大島支庁では知事許可漁業のうち，もじゃこ漁業，定数漁業を除く許可漁業について事務委任されている。

○大島支庁に事務委任されている許可漁業一覧

- ・対人对船許可（船舶ごとに許可をするもの）

ごち網漁業，機船船びき網漁業，すくい網漁業，さし網漁業，固定式さし網漁業
敷網漁業（追込網漁業，ロープびきとび魚浮敷網漁業），かご漁業，あさひがにかかり網漁業

- ・対人許可（人ごとに許可をするもの）

さんご漁業，小型定置網漁業，しいらづけ漁業，**潜水器漁業**

※太字は現在許可実績があるもの。許可期間は全て3年間となっている。

2 知事許可漁業の制限措置等について

従前の知事許可漁業では，組合長の意見書，各漁協の理事会の議事録等を基に許可の可否の判断を行っていたが，令和2年12月に施行された改正後の漁業法により，知事許可漁業の新規許可又は許可の更新にあたっては，当該知事許可漁業を営む者の数やその操業実態等を勘案して制限措置を定め，制限措置の内容及び許可等を申請すべき期間を公示することとなった。また，この公示を行う際は関係海区漁業調整委員会の意見を聞くこととなっている。（鹿児島県漁業調整規則第11条第1項，第3項）

○制限措置とは

対人对船許可：漁業種類，操業時期，操業区域，使用船舶の総トン数，馬力数，漁業を営む者の資格

対人許可：漁業種類，操業時期，操業区域，漁業を営む者の資格

3 許可の基準について

新規の許可又は許可の更新にあたり制限措置を公示するが，公示した許可または起業の認可をすべき船舶又は漁業者の数を超える申請があった場合は，関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で，許可の基準（許可者の優先順位）を定め，これに従って許可等をする者を定めることとなっている（鹿児島県漁業調整規則第11条第5項，第7項）。

【参考】鹿児島県漁業調整規則（抜粋）

（知事による漁業の許可）

第4条

法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第9号から第13号までに掲げる漁業にあっては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

- (1) もじゃこ漁業 海面においてもじゃこ（体長15センチメートル以下のぶりをいう。以下同じ。）をとることを目的とする漁業（中型まき網漁業を除く。）
- (2) 稚うなぎ漁業 全長21センチメートル以下のうなぎをとることを目的とする漁業
- (3) さんご漁業 海面においてさんごをとることを目的とする漁業
- (4) 小型まき網漁業 海面において総トン数5トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業（第1号に掲げる漁業を除く。）
- (5) 機船船びき網漁業 海面において機船船びき網により行う漁業（第1号に掲げる漁業を除く。）
- (6) ごち網漁業 海面においてごち網により行う漁業
- (7) すくい網漁業 海面においてすくい網（集魚灯を使用して行うものに限る。）により行う漁業
- (8) 刺し網漁業 海面において刺し網により行う漁業（次号に掲げる漁業を除く。）
- (9) 固定式刺し網漁業 海面において固定式刺し網により行う漁業
- (10) 敷網漁業 海面において敷網により行う漁業
- (11) かご漁業 海面においてかごにより行う漁業
- (12) あさひがにかかり網漁業 海面においてあさひがにかかり網により行う漁業
- (13) 小型定置網漁業 海面において小型定置網により行う漁業
- (14) しいらづけ漁業 海面においてしいらづけにより行う漁業（総トン数5トン以上40トン未満の船舶を使用してまき網により行うもの及び第4号に掲げる漁業を除く。）
- (15) 潜水器漁業 海面において潜水器（簡易潜水器を含む。）により行う漁業（第3号に掲げる漁業を除く。）

2 前項の許可は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は前項第1号若しくは第4号から第12号までに掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに受けなければならない。

（新規の許可又は起業の認可）

第11条

知事は、許可（第7条第1項及び第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

- (1) 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数
- (3) 推進機関の馬力数
- (4) 操業区域
- (5) 漁業時期
- (6) 漁業を営む者の資格

2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。

3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

4 第1項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第9条第1項

各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

- 5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 7 第4項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第4項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

(許可の有効期間)

第15条

許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項（第1号を除く。）の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

- (1) 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び第4条第1項第4号から第15号までに掲げる漁業 3年
 - (2) 第4条第1項第1号から第3号までに掲げる漁業 1年
- 2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。